

令和4年5月31日

指名停止措置を行いました

～不正又は不誠実な行為～

北海道開発局は、株式会社中田組に対し、同社及び同社社員が稚内簡易裁判所から船舶安全法違反として罰金刑に処され、その刑が確定したことから、指名停止1か月の措置を行いました。（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当）

株式会社中田組は、令和3年7月10日午後4時15分頃、同社所有の汽船を同社社員を船長として、稚内市ノシャップ2丁目2820番地先海域において、船舶検査証書に記載された最大搭載人員5人を1人超えた6人を同船に搭載し運行した。

これにより、令和4年3月28日、同法人及び同社社員は稚内簡易裁判所から船舶安全法違反として罰金10万円に処され、罰金納付によりその刑が確定したことから、指名停止措置を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社中田組	稚内市港2-8-30
（関連JV） 中田・機械開発北旺 経常JV	

※関連JVについては、JVとしてのみ指名停止措置を行うものであり、上記指名停止措置業者以外の構成各社については、単体としての措置は行わない。

2. 指名停止措置期間：令和4年5月31日～令和4年6月30日（1か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第15号

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 五十嵐 輝（内線5490）

事業振興部 工事管理課 課長補佐 中本 敦浩（内線5482）

事業振興部 工事管理課 契約指導第2係長 小高 洋輔（内線5499）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

